

厚木市一般廃棄物処理基本計画の改定方針意見交換会 次第

日時 令和6年10月29日（火）午後6時

場所 あつぎ市民交流プラザ6階602会議室

1 案 件

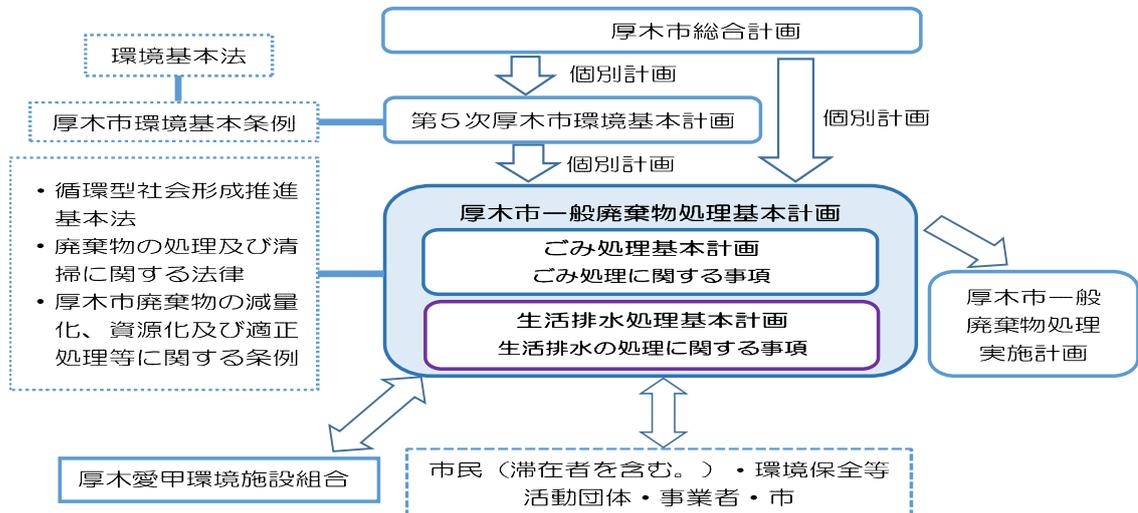
厚木市一般廃棄物処理基本計画改定方針について

2 意見交換

厚木市一般廃棄物処理基本計画改定方針

1 厚木市一般廃棄物処理基本計画とは

厚木市一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」といいます。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、市町村が定める一般廃棄物処理計画で、ごみの減量、リサイクルの推進など、市域内における一般廃棄物の処理に関する基本的な考え方や目標、基本方針、施策などを定めた計画です。



一般廃棄物処理基本計画 計画期間：令和3年度～8年度

2 基本目標と達成目標

基本目標

未来へつなげる循環型都市の実現 ～Go ごみニマムシティあつぎ～

* 基本目標は計画期間中に実現すべき厚木市の姿です。

達成目標

- ①減量化目標 家庭系ごみ 2002年度比 50%
事業系ごみ 2002年度比 50%
- ②資源化目標 家庭系ごみ 40%

3 達成目標の取組状況

(1) 家庭系ごみの年度ごとの目標値と実績（一人一日当たりの排出量）

| | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ごみ量：目標値 | 410g | 401g | 392g | 384g | 383g |
| ごみ量：実績 | 412g | 394g | — | — | — |
| 減量化率：目標 | 46.5% | 47.7% | 48.9% | 49.9% | 50.1% |
| 減量化率：実績 | 46.3% | 48.6% | — | — | — |

(2) 事業系ごみの年度ごとの目標値と実績

| | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ごみ量：目標値 | 16,797 t | 15,976 t | 15,191 t | 14,171 t | 13,858 t |
| ごみ量：実績 | 16,290 t | 15,350 t | — | — | — |
| 減量化率：目標 | 39.4% | 42.4% | 45.2% | 48.9% | 50.0% |
| 減量化率：実績 | 41.2% | 44.6% | — | — | — |

(3) 家庭系ごみ資源化の年度ごとの目標値と実績

| | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 資源量：目標値 | 19,747 t | 20,072 t | 20,536 t | 20,805 t | 20,884 t |
| 資源量：実績 | 17,337 t | 16,468 t | — | — | — |
| 資源化率：目標 | 37.0% | 37.9% | 38.9% | 39.8% | 40.0% |
| 資源化率：実績 | 34.0% | 33.7% | — | — | — |

4 見直しの理由

計画に掲げた家庭系ごみ、事業系ごみの減量化及び家庭系ごみの資源化の令和8年度目標達成に向け順調に推移しています。しかしながら、令和5年5月に新型コロナの5類移行などによる社会活動の回帰により、令和6年においては、家庭系ごみ事業系ごみの排出量が微増傾向にあります。このため、令和8年度の目標を達成するには、更なるごみの減量化・資源化を推進することが求められること、また、令和7年12月の新ごみ中間処理施設稼働を考慮し、計画の施策体系の見直しを行うものです。

5 施策体系の見直しのポイント

(1) 新ごみ中間処理施設の稼働について

ア 事業系一般廃棄物処理手数料について

計画の施策に事業系一般廃棄物処理手数料の見直しを位置付けていますが、新ごみ中間処理施設稼働後は、厚木愛甲環境施設組合が手数料を徴収することになります。現在、条例制定を進めており、その中で手数料も定められることから、施策に位置付ける必要がなくなるものです。

イ 環境センターの跡地利用について

新ごみ中間処理施設の稼働に伴い、環境センターの工場棟については、その稼働が停止します。工場の停止に伴い、施設の解体や跡地の利用など今後の方向性等について施策に位置付ける必要があります。

(2) 廃棄物の自区内処理及び更なる資源化の推進

様々な法律（プラスチックに係る循環資源の促進等に関する法律など）に的確に対応し、廃棄物の再生利用を促進して循環型社会の形成を目指していくためには、資源物を可能な限り市域内で再生することが望ましいと考えられます。また、資源物の再生利用に係る経費をできる限り軽減するためには、市域内に事業者が立地することが求められます。

廃棄物の資源化に取り組む新たな事業者の参入や市内既存企業の処理能力の向上を図ることは、今後、市が展開する施策に重要となることから施策に位置付けて行く必要があります。

(3) 安定的な収集体制の強化

物流業界の運転手不足を招いている物流の2024年問題は、委託事業者にも影響を与えています。

現在、委託の継続性を図るとともに、直営における収集体制の確保は、重要な課題であるため、計画の施策に位置付ける必要があります。

(4) ごみ集積所維持管理の継続性

ごみ集積所の維持管理は、自治会が中心となって行っています。自治会加入率の向上に向け、様々な取組が進められていますが、自治会の加入率は年々減少しており、ごみ集積所の維持管理に大きな影響を与えております。

今後、集積所の維持管理の負担軽減を図ることが重要になることから、施策に位置付ける必要があります。

(5) 目標達成に向けた指標の設定

計画の策定時には、計画の目標達成に向けた、取組指標を設定していませんでしたが、進捗状況や達成状況を判断する一つ的手段として取組指標を設定し、点検・評価を行うとともに次期計画の策定にいかすものとします。

6 施策体系（案）

別紙のとおり

基本
目標

基本方針

実施方針

具体的な施策・取組

目標達成に向けた指標

未来へつなげる循環型都市の実現

I
3Rの推進による
家庭系ごみの
減量化・資源化

- 1 ごみの発生抑制の推進
- 2 生ごみの減量化・資源化
- 3 プラスチック製容器包装及び雑がみの更なる資源化の推進
- 4 せん定枝の資源化の推進
- 5 新たな品目の資源化の推進
- 6 家庭系ごみの有料化の検討

- ①ごみの組成分析の実施及び結果の見える化
- ②生ごみ処理機の購入費補助制度の更なる周知・啓発
- ③プラスチックごみの種類と分別に関する周知・啓発
- ④せん定枝の収集方法の見直しを含めた更なる資源化の推進
- ⑤製品プラスチックの資源化の拡大に向けた検討
- ⑥有料化による効果と市民負担の検討
- ⑦有料化によるごみ排出量の変化の分析とシミュレーションなど

- 1 生ごみ処理機の補助件数
- 2 せん定枝の収集量
- 3 製品プラスチックの収集量
- 4 雑がみの収集量

II
事業系ごみの更
なる減量化・資
源化

- 1 事業系ごみの排出抑制
- 2 多量排出事業者への指導及び情報提供
- 3 食品ロスの削減
- 4 紙類の更なる資源化
- 5 内容物検査実施による不適正排出事業者への指導

- ①排出者責任の順守徹底
- ②事業系一般廃棄物処理手数料の見直し
- ②多量排出事業者への訪問による指導の徹底
- ③食品ロス削減の取組の更なる推進
- ④紙類の資源化手法の情報提供
- ⑤内容物検査の実施による監視体制の強化 など

- 1 紙ごみステーションへの持込み数量
- 2 内容物検査の実施結果
- 3 生ごみ資源化の参加事業者数
- 4 事業用生ごみ処理機の補助件数

III
安定的なごみ処
理体制の確立

- 1 新たなごみ中間処理施設の整備
- 1 将来にわたり持続可能な廃棄物の適正処理**
- 2 資源化センターの在り方に関する検討
- 3 **2 戸別収集を含めた収集方法の検討**
- 3 家庭系ごみの減量化・資源化の推進**

- ①**安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築**
- ②**将来の資源物中間処理の手法の検討**
- ③超高齢社会などに対応可能な収集方法の見直し
- ④もえるごみの戸別収集の段階的な拡大
- ⑤**ごみ処理に係る経費削減の研究** など

- 1 愛の一声ごみ収集新規申請者数
- 2 戸別収集の拡大状況

IV
市民協働による
計画の推進

- 1 環境教育及び環境学習の充実
- 2 不法投棄防止のための地域との協働
- 3 **ごみ対策協議会、自治会連絡協議会などとの連携の強化**

- ④環境センターなどを利用した環境学習の充実
- ①**新ごみ中間処理施設などを利用した環境学習の充実**
- ②地域との協働による不法投棄の未然防止及び迅速な処理の実施
- ③ごみ対策協議会との連携の更なる強化 など

- 1 不法投棄の処理件数
- 2 環境教育参加校数
- 3 新ごみ中間処理施設施設見学者数